



中部電力

経済産業大臣への報告の概要

2025年12月24日
中部電力株式会社

1 (1) 本事案の概要

- 当社が2011年から実施している浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事の一部の件名において、原子力部門は、契約担当箇所である調達部門の関与なく取引先へ仕様変更を依頼し、正式な契約変更や精算手続を行っておらず、**長期に亘る多額の未精算が発生**していることが判明した。【問題1】
- 当該未精算について、原子力部門の役員であった伊原一郎氏（副社長執行役員 原子力本部長）、名倉孝訓氏（執行役員 原子力部長）の両名は、社内規程に反して**長期に亘り取締役会等への報告を怠っていた**。【問題2】
- 当該事実について、両名から自身の責任を認め、辞任の申し出があったことから、新たな執行体制とすることを公表した。
(2025年11月27日)

1 (2) 本事案の経緯・対応状況

年月	対応経緯
2013年2月～	安全性向上対策工事（2011年7月から実施中）の一部の件名において、原子力部門が、契約担当箇所である調達部門の関与なく取引先へ仕様変更を依頼
2019年5月	当該仕様変更を行った件名について、浜岡原子力発電所が取引先から契約変更・精算の要請を受領
2019年6月	当該要請について当時の原子力本部長まで報告されるも、原子力本部長は <u>取締役会等への報告は実施せず</u>
2019年6月～	浜岡原子力発電所と取引先との間で精算対象について協議
2022年6月～	浜岡原子力発電所と取引先との間で精算への見通しが立ちつつあったが、伊原原子力本部長・名倉原子力部長がその後の対応や手続を進めず先送りし、 <u>取締役会等への報告も実施せず</u>
2025年1月	原子力部門が取引先から契約変更・精算の再要請を受領
2025年7月 【本事案の発覚】	本件について両名が社長に報告し、社長は事実関係の調査等を指示
2025年9月	取締役会へ本件を報告
2025年11月	取締役会にて新たな執行体制について決定

2025年7月以降、社長からの指示を受け、社外弁護士を含む会議体において、事実関係の調査、原因究明、再発防止策の検討を進めてきた。

1 (3) 社内規程や法令等遵守の観点から懸念がある他の類似事案の調査

- 【問題1】および類似件名の調査のため、原子力部門発注件名の全体（本事案が生じた安全性向上対策工事に加え、安全性向上対策工事以外の全工事※）を対象として、原子力部門工事担当者への聞き取り、問題が疑われる件名の関係書類の確認、取引先へのアンケート・聞き取り（反面調査）等を実施した。
※約2万3千件
- その結果、仕様変更の依頼の有無・内容や精算の必要性等について取引先との間で認識の齟齬や問題が生じ未精算となっている件名は20件であることを確認した。

1 (4) 安全性への影響の検証結果

- 安全性向上対策工事は、運転停止中の浜岡原子力発電所において、既設の発電所設備から切り離し、影響を及ぼさないようにして行っており、再稼働の際に法令に基づき新規規制基準に適合し安全性が確保されていることが確認される。
- 本件は、安全性向上対策工事の最中に生じた事象であるが、当初判明7件・追加判明13件の全エビデンス（工事要領書、関係図面等）を確認した結果、いずれも施工管理が適切に行われており、工事品質が確保されていることを確認した。

<確認方法>

原子力部門	<ul style="list-style-type: none"> ・当初判明7件・追加判明13件において作業指示が確認された項目ごとに、以下の2面からエビデンス（工事要領書、関係図面等）を確認 ①技術面（各項目が原子力の安全性に影響するものかの観点で確認） ②施工管理面（各要求事項が工事計画（工事要領書）に反映されているかの観点で確認） <p>➡原子力部門として、当初判明7件・追加判明13件のいずれも原子力の安全性に影響がないことを確認</p>
調査チーム※1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記原子力部門の確認結果の検証として、上記各項目ごとに、上記エビデンスに基づき、具体的な工事の内容と、工事要領書の内容ないし改訂された内容を精査し、具体的な工事の内容に照らして工事要領書の内容が適切であるかを確認した。 <p>➡当初判明7件・追加判明13件の全数について適切であることが確認された。</p>

※1：他部門の要員5名（経営監査部3名、コンプライアンス本部2名）
 + 原子力部門の本件に関わりのない要員（2名）



上記の結果、**本件が浜岡原子力発電所の安全性に影響を及ぼしていないこと**を確認した。

2 原因及び再発防止策（1 / 2）

原因	再発防止策案	スケジュール
<p>【ルールに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>仕様変更に関する調達ルールの理解不足・不備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・調達ルールの理解不足から、ルール外の運用やルールの拡大解釈による不適切な仕様変更手続を実施 ・仕様変更が多数発生する工事に適応する調達ルールや仕様変更の進捗管理の不備 ● <u>調達部門を介さずに仕様変更できる環境</u> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先に対して仕様変更時の依頼ルートの周知をしておらず、取引先に工事部門からの依頼を正式なものと誤認させる状況だった 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>仕様変更に関する調達ルールの見直し・徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様変更に関する調達ルールを見直したうえで、調達部門による仕様変更の進捗管理を徹底 ・教育の充実、本事象の経験伝承 ● <u>調達部門を介さない仕様変更の禁止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・調達部門を介さない仕様変更の禁止を取引先に周知 ・上記について、契約書等に反映 	<p>2026.3</p> <p>2026.3</p>
<p>【業務運営上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>施工管理体制（予算・契約進捗管理など）が不十分</u> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様変更時の増額見込額を精緻に把握していなかった ・組織的な予算管理体制がなく管理職の関与が不十分 ● <u>仕様変更が生じやすい環境</u> <ul style="list-style-type: none"> ・審査・設計・工事が同時進行しており、仕様変更が生じやすい環境にあり、工程管理が複雑であった ● <u>当社と取引先とのコミュニケーション不足</u> <ul style="list-style-type: none"> ・当社と取引先の仕様変更時の調整が不十分で、契約変更の要否について齟齬があるまま工事が進捗したことにより、問題が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>PMO※による施工管理体制の充実（7頁参照）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、契約、工程の進捗管理を組織的に実施する体制の構築 ・工事実施部署内に予算管理者（管理職）を設置することに加え、PMOが予算・決裁実施状況を定期的にチェック <p>※PMO：Project Management Office</p> ● <u>調達部・原子力部・取引先の三者で、仕様変更について定期的に協議する会議を実施（他社良好事例の導入）</u> 	<p>2026.3</p> <p>2026.3</p>

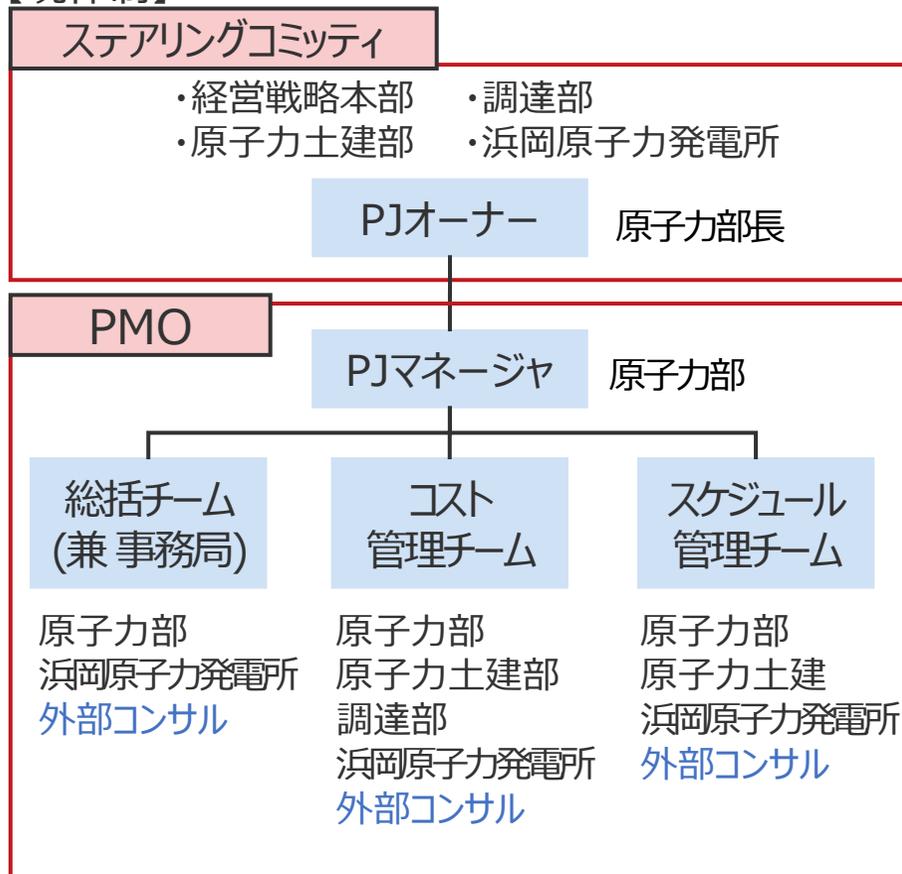
2 原因及び再発防止策（2 / 2）

原因	再発防止策案	スケジュール
<p>【意識面の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>コンプライアンス意識の不足、リスク感度・問題意識の欠如</u> <ul style="list-style-type: none"> ・工期を最優先し調達手続を後回しにする意識 ・「従前問題ないから問題ない」という慣例的容認傾向 ・現場における工程遵守への強いプレッシャー ・調達部門による解決に向けた指示・フォロー不足 ● <u>他部門との垣根</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>教育の充実、本事象の経験伝承</u> ● <u>管理間接部門（調達部・経営管理部・コンプライアンス本部等）による連携・サポートの強化</u> ● <u>他部門との人財交流</u> 	<p>2026.3</p> <p>実施中</p> <p>適宜実施</p>
<p>【組織・ガバナンス上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ガバナンスの軽視</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門幹部としての自覚の欠如（故意の問題解決先送り） ・社員の社内規則遵守意識の欠如（故意によるルール逸脱） ・事案の把握、再発防止の早期策定機会の逸失 ● <u>閉鎖的な組織体制</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門の幹部には同部門出身者が就いており、外部の目が入る機会が乏しく、結果的に問題が是正されにくい状況を生み、長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力部門に他部門出身の副本部長を設置（8頁参照）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力本部門内ガバナンスの向上の責任者として、コンプライアンス・リスク管理面等の監視・監督・推進 ・社長やCCO/CFOに適宜報告を実施 ● <u>経営監査部によるモニタリングの強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な業務監査等による内部監査の充実や常勤監査等委員への報告頻度向上 	<p>設置済 2025.12.1付</p> <p>2026.1</p>

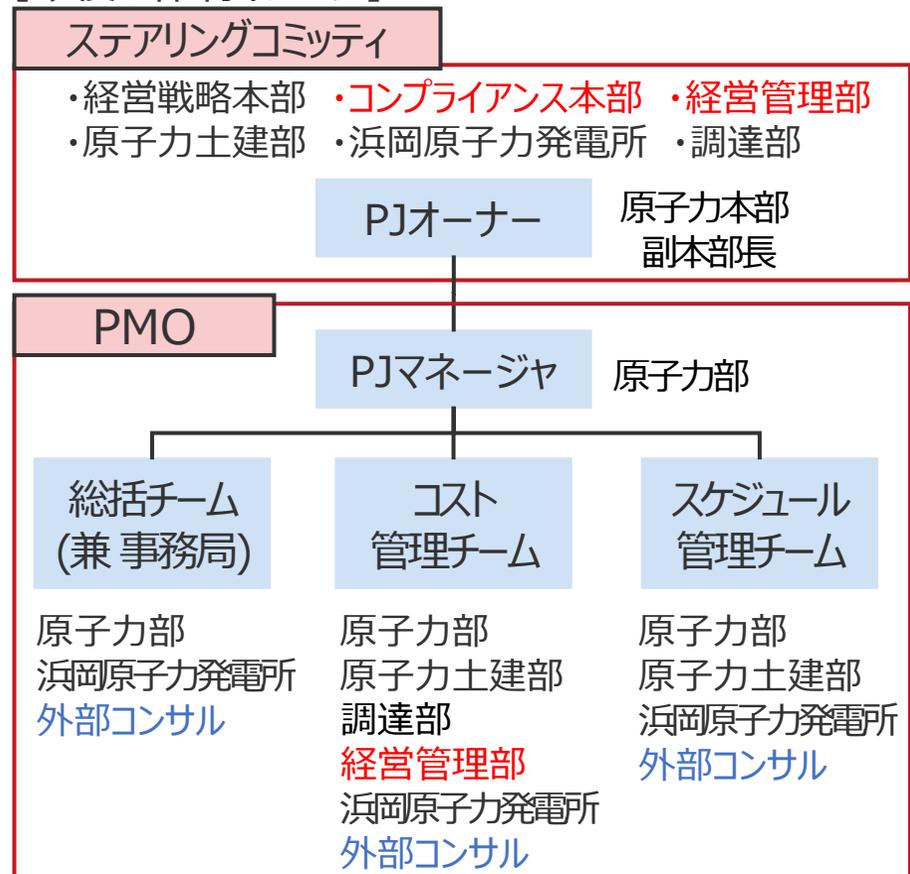
(参考) PMOの組織体制

- 本年7月から、安全性向上対策工事のプロジェクト管理体制・機能を構築・強化することを目的に、ステアリングコミッティおよびPMOを設置。
 - 今後は、施工管理体制の強化に向け、コンプライアンス本部、経営管理部も加え、コスト・工事進捗の定期的なモニタリングを実施予定。
- PMO : Project Management Office

【現体制】



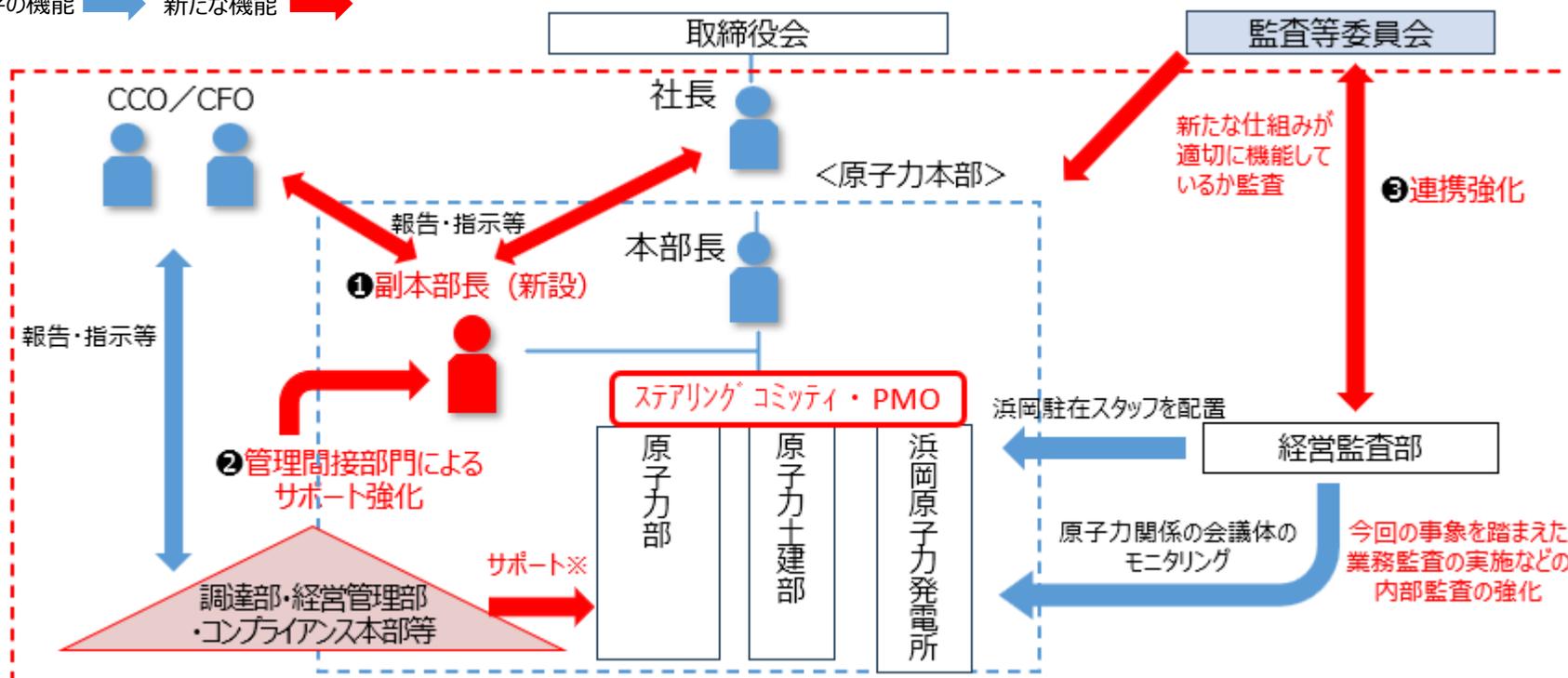
【今後の体制イメージ】



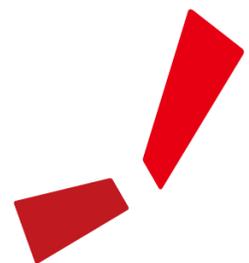
(参考) 組織・ガバナンスに係る再発防止策

- 原子力部門の閉鎖性を改善し、健全なガバナンスが発揮できるよう、①原子力本部にコンプライアンス・リスク管理面等の監視・監督・推進等を担う副本部長を新設するとともに、②調達部・経営管理部・コンプライアンス本部等の管理間接部門による連携・サポートを強化。
- 今後、原子力部門の組織構造、業務分掌や権限等の問題点を洗い出し、指揮命令系統や業務分担、情報の流れ等について、あるべき姿を踏まえ、それぞれの役割・機能、モニタリング方法等を具体化する。
- ③経営監査部による原子力部門に対する内部監査・常勤監査等委員との連携を強化（報告頻度向上）し、監査等委員会はこちら新たな仕組みが適切に機能しているかを監査する。

既存の機能  新たな機能 



※ ステアリングコミッティ、PMOにも参加



中部電力